

令和3年第5回臨時会

天栄村議会会議録

令和3年12月20日 開会

令和3年12月20日 閉会

天栄村議会

令和3年第5回天栄村議会臨時会会議録目次

第1号（12月20日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
招集者あいさつ	9
閉会の宣告	9

第 5 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和3年第5回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年12月20日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集あいさつ
日程第 4 議案第1号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について
招集者あいさつ
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君	参 事 兼 住民福祉課 長	小 山	富美夫 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局長	北 畠	さつき	書 記	小 針	陽 平
-------------	-----	-----	-----	-----	-----

書 記 森 步

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和3年第5回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和3年第5回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和3年第5回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 渡 部 勉 君

8番 熊 田 喜 八 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和3年第5回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日12月20日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より令和3年第5回天栄村議会臨時会招集の挨拶の発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日、ここに令和3年第5回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会でご審議いただく一般会計補正予算につきましては、18歳以下の全ての子ども1人当たり10万円を一括して給付するため、子育て世帯臨時特別給付金事業費を増額するとともに、住民税非課税世帯に1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業費などを追加するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長（服部 晃君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

議案第1号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億644万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,706万6,000円とする。

令和3年12月20日提出、天栄村長、添田勝幸。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額1億219万2,000円。国の令和3年度補正予算に伴う子育て世帯への臨時特別給付金の5万円相当の追加給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を見込んでおります。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額125万円。原油価格の高騰により影響が懸念されております生活困窮世帯への灯油購入費の県補助金としまして、原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業費補助金を見込んでおります。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額300万円でございます。

4ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額261万4,000円。県の支援を受け、原油価格の高騰による生活困窮世帯への暖房用灯油の購入支援としまして、19節生活困窮世帯灯油購入費助成事業250万円を計上しております。また、10節消耗品費、11節郵便料などの事務費を計上しております。

7目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、補正額6,419万2,000円。国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい状況にある方々が速やかに暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の現金給付が予定されていることから、18節住民税非課税世帯等臨時特別給付金6,200万円を計上し、3節から12節までは事務費、電算委託料の176万円などを計上しております。

2項児童福祉費、6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額3,970万円。国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれました子ども・子育て支援の子育て世帯への給付のうち、残る5万円相当の給付について、18節子育て世帯臨時特別給付金3,970万円を計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額6万4,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 生活困窮世帯等、それから、住民税非課税世帯等、それから、子育て世帯の臨時特別給付金、これ、村内で何戸あるのか、それから何人いるのか。計算すれば分かるんですけども、改めて確認のためお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。お答えいたします。

まず、歳出の1目社会福祉総務費にございます生活困窮世帯灯油購入費助成事業でございますが、こちらのほうは、対象者といたしまして500名ほどの人数を掲載させていただいております。ただ、こちらのほうの支給者に関しましては、生活困窮世帯の中で、これ、県のほうの事業でございますが、生活困窮世帯の中で、特に65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、また、障害者世帯、独り親世帯というものが対象となっておりますので、この中から絞られるところになるかと思えます。

続きまして、7目のほうでございますが、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金のほうでございますが、こちらは、先ほど申しました住民税非課税世帯500世帯及び家計急変世帯と申しまして、家計が急変された方々を対象としています。そちらが約120世帯というふうに見込んでいるところでございます。

続きまして、5ページの6目子育て世帯のほうでございますが、こちらのほうは770人強の子どもたちを対象といたしまして給付の予定をしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） すみません、生活困窮世帯のうちと言いましたけれども、それをもうちょっと詳しく。65歳以上とか、あと、障害者とか。これは何、さっき500人と言いましたけれども、世帯じゃなくて人なんですか。それをもうちょっと詳しくお願いしたいのと、それから、非課税世帯の中の家計急変世帯、これはどういった家庭なのか、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

まず、最初の社会福祉総務費の生活困窮世帯の灯油購入費助成事業でございますが、大変先ほどは失礼いたしました。500人と申しましたが、500世帯でございます。こちらは県の補

助事業でございまして、県の補助事業の、今頂いております要綱案等に掲載されておりますのは、住民税非課税世帯、これは、世帯全員が非課税世帯であること、これが住民税非課税世帯というふうに申しますが、その非課税世帯のうちで65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、これは単身、お1人の方、またはご夫婦の方、両方の世帯を指すところがございますが、そのほかに、障害者世帯、独り親世帯、この3つの区分の世帯を生活困窮世帯ということで、現時点におきましては対象とする予定でございます。

あと、7目の住民税の非課税世帯等の臨時特別給付金のほうでございますが、こちらのほうの対象者といたしましては、2つほど要件ございまして、令和3年12月10日を基準日として、その基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税の均等割が非課税である世帯という点、あとは、もう一つの、先ほど申しました家計急変世帯を対象とするということでございます。

この家計急変世帯というのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、収入が減少し、それが令和3年度分の住民税の均等割が課せられている世帯全員の年収見込額が、非課税世帯の村民税の均等割の非課税相当の水準以下であること、それを家計急変世帯と呼んで、審査をさせていただきながら、該当になれば、その方々も対象とするという形になるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということはあれですね、これ、灯油代、燃料代と子育て世帯と困窮世帯とかのこれ、全部ダブってもらえる家庭もあるということですね。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

条件によっては、そのような家庭もあるかと思えます。まだちょっとそこまで細かくは調べておりませんが、そういう家庭もあるというふうに認識をしております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、住民税非課税世帯ということなんですが、今、説明受けたんですが、これは、各世帯で1人でも住民税を納めれば、それには該当しないということになるんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

7目の住民税非課税世帯の臨時特別給付金の給付事業の対象者でございますが、こちらの

要件といたしまして、世帯全員の令和3年度分の住民税の均等割が非課税というのが条件でございますので、お1人でもいれば、その時点で対象とはならないというふうに認識をしております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） なかなか理解しにくいんですが、均等割額というのは、住民税は均等割と所得税割の2つあるんですか。

それと同時に、この住民税を納めなくていいということは、年間所得が幾らになれば納めなきゃならないよりも、幾ら以下だったら納めなくていいということなんでしょうか。

その辺の分かれ目というか基準の金額をちょっと分かれば教えてほしいんです。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

申し訳ありません、均等割のどこまでの選定かちょっと、今、手元に資料がございませんので、後からご説明、資料等提出したいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと調べて。何か、俺も今よく、答弁聞き漏らしたんですが、その金額、実は、住民税というのって扶養にする者が130万円以上あれば扶養にならないということをやっているんですが、1家庭で、そうすると、その所得っていうのは、130万円、1世帯の1人1人が全部130万円くらい以下というような解釈なんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時19分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時23分）

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。お時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどのご質問でございますが、給与の場合でございますと、所得が28万円以下、それに伴いまして、それでいきますと、収入が98万円以下ということになります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

令和3年12月20日招集の令和3年第5回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和3年第5回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、上程した一般会計補正予算につきまして、原案どおり議決をいただき厚く御礼申し上げます。

本年も残すところ10日余りとなりましたが、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますとともに、希望に満ちた輝かしい新年を迎えられますことをお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第5回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午前10時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 2月22日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 渡 部 勉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	12月20日	原案可決